ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、

一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)

届	出	施	設	使用廃止届出書
特	定	施	設	

年 月 日

堺市長様

住所 届出者

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、

一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)

届 特 出 定

施 施

設 設

の使用を廃止したので、

大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項

及び第18条の31第2項において準用)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 30条 ダイオキシン類対策特別措置法第 条 1 8

の規定により、

次のとおり届け出ます。

						※整理番号			
工場又は事業場の						※受理年月日	年	月	日
名称	(電話番号)		※施設番号			
工場又は事業場の	(郵便番号)					
所在地									
施設の設置場所						※備考 (受付印等)			
使用廃止の年月日		年	月		3				
使用廃止の理由					·				

				施設の種類	規模	施設番号
使用を廃止した施設の概要	大気汚染防止法	ばい煙				
		揮発性	有機化合物			
		一般粉	けじん			
		特定粉	けん			
		水銀排	出施設			
	ダイオキシン類対策特別措置法					
	大阪府生 活環境の 保全等に 関する条 例	ばい	ばいじん			
		煙	有害物質			
		揮発性	有機化合物			
		特定粉	けん			
		一般粉	けん			

- 1 施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。

 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 4 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名すること ができる。